

警 視 庁 交 通 部 長  
各 道 府 県 警 察 本 部 長  
各 方 面 本 部 長  
各 管 区 警 察 局 広 域 調 整 担 当 部 長  
(参考送付先)  
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長  
科 学 警 察 研 究 所 交 通 科 学 部 長

原議保存期間	3年(令和6年3月31日まで)
有効期間	二種(令和2年12月31日まで)

警 察 庁 丁 運 発 第 6 5 号  
令 和 2 年 4 月 1 3 日  
警 察 庁 交 通 局 運 転 免 許 課 長

### 運転免許センター等を一時閉鎖等する場合の留意事項について（通達）

新型コロナウイルス感染症をめぐる情勢等を踏まえた運転免許行政の在り方については、「運転免許行政における今後の新型コロナウイルス感染症対策について（通達）」（令和2年4月13日付け警察庁丁運発第64号ほか。以下「総合通達」という。）によって指示しているところであるが、先般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく緊急事態宣言が発出されたこと等を受け、運転免許センター及び警察署等（以下「運転免許センター等」という。）を一時閉鎖等することとした場合の留意事項を下記のとおりとすることから、各位におかれては、対応に遺漏のないようにされたい。

#### 記

#### 1 運転免許関係業務の一時停止

名称や機能を問わず、全ての運転免許センター等の施設を一斉に閉鎖するなどして、運転免許関係業務を一時停止すること。ただし、総合通達に基づく運転免許証の裏面備考欄への記載による更新及び運転可能期間の指定等を行うための窓口業務や郵送申請対応等、運転免許行政の継続性の確保のために最低限必要な業務は継続すること。

#### 2 運転免許関係事務の委託中止

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条等に基づき外部に委託している運転免許関係事務のうち、高齢者講習や認知機能検査等の委託も併せて中止すること。

#### 3 特例的な対応の実施

運転免許センター等の一時閉鎖中であっても、申請者等から相談を受けた場合には、個別具体的な事情を踏まえ、可能な限り特例的な対応を実施すること。

なお、こうした特例的な対応は飽くまで個別の対応とし、一般化は厳に慎むこと。

#### 4 広報の実施及び時期

総合通達に基づく各種代替手続も含め、十分な周知を図ること。また、必要に応じて、更新通知はがき記載の運転免許センター等の電話回線を増設すること。

なお、来訪者が急増し、感染拡大のきっかけとなることのないよう、広報のタイミングについては十分配慮すること。

## 5 体制の確保

運転免許センター等の一時閉鎖に伴い増大する各種代替手続を迅速かつ確実に処理できるように、十分な体制を確保すること。

## 6 その他

運転免許センター等の一時閉鎖に当たっては、知事部局及び自動車教習所と十分に調整を実施すること。